

○北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱

平成29年5月29日

告示第47号

(趣旨)

第1条 この告示は、農業従事者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加等の課題を抱える本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、農業技術の習得支援を行うことにより、本市農業の新たな担い手として育成を図るとともに、地域活動等の行事への参加を通じ、地域への定住及び定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき実施する北杜市農業地域おこし協力隊支援事業（以下「支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業地域おこし協力隊員 次のア及びイに掲げる者のうち市長が委嘱した者をいう。

ア 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に指定された地域（以下「法指定地域」という。）以外の地域並びに法指定地域以外の都市に生活の拠点を置く住民（以下「都市住民」という。）で、北杜市内に住民票を異動する者

イ 市長が選任した市内に拠点を置く農業関係法人等の指導のもと、新たに居住地域において農業技術の習得及び地域行事への協力を通じ、市内への定住及び市内での就農を図ろうとする者

(2) 農業活動 農業用機械の操作方法、土づくり、肥培管理、病虫害防除、栽

培管理等の農業技術の実習、共選所等での農産物の選別及び出荷、農産物直売所での販売等並びに農業技術習得の活動をいう。

(3) 地域協力活動 農業地域おこし協力隊員が居住する地域において行われる農道及び水路の維持作業、花植え等の地域美化活動、運動会の会場準備等をいう。

(4) 農業活動等 農業地域おこし協力隊員が行う農業活動及び地域協力活動をいう。

(支援事業の実施)

第3条 市長は、農業地域おこし協力隊員が行う農業活動等を指導し、又は支援するため、本市に定住及び就農できるよう育成を行う農業関係法人等（以下「支援機関」という。）に本事業の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項に規定する支援機関を次に掲げる団体又は法人（法人格の取得見込みのものを含む。）のうちから選定するものとする。

(1) 市内に事務所又は支店を有する農業協同組合

(2) 市内に生産拠点となる圃場等を有する農業生産組織、農産物加工品生産組織その他農業に関する事業を行っている組織

(3) 市内に主たる事務所を有し、主に市内において活動をしている特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条の規定により都道府県知事が承認した団体

(支援機関の業務及び実習の委任)

第4条 支援機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都市住民に対する本事業の広報に関する業務

(2) 農業地域おこし協力隊員の募集及び農業地域おこし協力隊員の候補者の選定に関する業務

(3) 農業地域おこし協力隊員の農業活動等の調整、指導及び支援に関する業務

(4) 農業地域おこし協力隊員に対する生活の支援に関する業務

(5) 農業地域おこし協力隊員が行う地域おこし活動の支援に関する業務

(6) 他の支援機関での実習体験等、農業地域おこし協力隊員の研修参加への支援に関する業務

(7) 農業地域おこし協力隊員同士の交流及び意見交換の支援に関する業務

2 支援機関は、自らの圃場等を有しないことにより農業技術等の習得のための実習（以下この項において「実習」という。）を行うことができない場合は、次の要件を満たす受入れ事業者に実習の全部又は一部を委任することができる。

(1) 農業地域おこし協力隊員が実習を行うことができる圃場等を有していること。

(2) 実習を行うことができる農業技術の蓄積があること。

(対象経費)

第5条 市長は、別表第1に掲げる経費を支援機関に補助金として交付することができる。

(支援機関の募集及び選定)

第6条 支援機関の募集については、北杜市ホームページにおいて行うものとする。

2 支援機関の選定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業の支援機関選定（変更）申請書（様式第1号。以下「選定申請書」という。）に、支援機関計画書（様式第2号。以下「事業計画」という。）を添え、市長が定める日までに提出しなければならない。

3 前項の事業計画の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 農業活動等の内容（農業地域おこし協力隊員の農業活動等の時間（以下「活動時間」という。）は、年1,920時間を確保すること。）

(2) 農業地域おこし協力隊員の活動を要しない日（農業地域おこし協力隊員の活動を要しない日は、別表第2を考慮し、明記すること。）

(3) 農業地域おこし協力隊員の委嘱期間中における就業その他活動の可否に関する事項

4 申請者は、第2項の選定申請書の作成等に当たり質問がある場合は、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業の支援機関の応募に対する質問（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 5 市長は、第2項の規定により選定申請書の提出があったときは、速やかに関係書類等を審査し、必要に応じて申請者から聞き取りを行った上、支援機関の選定の可否を決定し、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業支援機関の選定結果通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、前項の規定により支援機関を選定した場合は、北杜市ホームページにおいて、選定した支援機関の事業計画を公表するものとする。
- 7 支援機関は、第5項の規定により選定を受けた内容を変更しようとするときは、選定申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 8 支援機関は、支援機関の選定を辞退しようとする場合は、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業支援機関辞退届（様式第5号）を市長に提出するものとする。  
（農業地域おこし協力隊員の身分等）

第7条 農業地域おこし協力隊員は、市長の委嘱を受け、農業活動等の対価として報償費の支給を受けるものとする。ただし、農業地域おこし協力隊員と市及び支援機関との雇用契約は存在しないものとする。

- 2 農業地域おこし協力隊員は、市及び支援機関の指導及び支援のもと、農業活動を行うものとする。
- 3 農業地域おこし協力隊員の任期は、3年を限度とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員（令和元年度から令和3年度までに任用された者に限る。）が3年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長を認めた場合には、2年を上限として任期を延長し、最長5年とすることができる。
- 4 前項に規定する任期は、1年を単位として行うものとする。
- 5 第1項に規定する報償費の額は、年額350万円を上限とする。ただし、年間の活動時間が1,920時間に満たないときは、各任期の最終月において不足する時間に対する報償費を減額（以下「減額調整」という。）するものとする。
- 6 前項ただし書に規定する減額調整の額については、不足する活動時間を8時間で除した数（小数点以下は切り捨てるものとする。）に1万4,550円を乗じて得た額とする。
- 7 農業地域おこし協力隊員は、居住している地域が主催する行事に特別な事情が

ある場合を除き参加するものとする。

8 農業地域おこし協力隊員は、北杜市農業地域おこし協力隊員活動状況報告書（様式第6号）により、毎月、農業活動等の状況等を市長に報告するものとする。

（農業地域おこし協力隊員の募集、選定及び決定）

第8条 農業地域おこし協力隊員の募集は、次の各号に掲げる方法により、積極的に行うものとする。

- （1） 支援機関が開設するホームページ
- （2） 北杜市ホームページ
- （3） 総務省が開催する地域おこし協力隊合同募集セミナー
- （4） その他市が行う移住・定住事業

2 農業地域おこし協力隊員になろうとする者（以下この条において「応募者」という。）は、北杜市農業地域おこし協力隊員応募申請書（様式第7号）に必要な書類を添え、支援機関に提出するものとする。

3 支援機関は、応募者の中から面接、論文等により、本市での居住が確実に農業に意欲的に取り組むことが認められる者を選考するものとする。ただし、夫婦又は世帯を同一にする親子が応募した場合にあっては、それらの者のうち1人に限るものとする。

4 前項に規定する選考に当たり、一の支援機関が受け入れ可能な農業地域おこし協力隊員の数は、同一の委嘱期間において3人以内とする。

5 支援機関は、第3項の規定により選考した者について、委嘱初年度に限り、北杜市農業地域おこし協力隊員候補者（変更）名簿（様式第8号。以下「候補者名簿」という。）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。

- （1） 農業地域おこし協力隊員の候補者の履歴書及び写真
- （2） 農業地域おこし協力隊員の候補者の住民票の写し（提出日の前3箇月以内のものに限る。）
- （3） 支援計画書（様式第9号）
- （4） その他市長が必要と認める書類

6 市長は、前項の規定により候補者名簿の提出があったときは、速やかに関係書類等の審査並びに応募者及び支援機関と面談を行うものとする。

7 市長は、前項に規定する審査及び面談により当該可否を決定したときは、北杜市農業地域おこし協力隊員決定通知書（様式第10号。以下この条において「決定通知書」という。）により候補者名簿を提出した支援機関に通知するものとする。

8 市長は、前項の規定により農業地域おこし協力隊員と認めるときは、農業地域おこし協力隊員に委嘱状を交付するものとする。

9 前項に規定する委嘱状については、毎年度交付するものとする。

10 支援機関は、第7項の決定通知書の内容を変更し、又は農業地域おこし協力隊員の受入れを中止しようとするときは、候補者名簿を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（市の支援）

第9条 市長は、農業活動等が円滑に行えるよう次の各号に掲げる支援を行うものとする。

（1） 相談窓口の設置

（2） 農業地域おこし協力隊員同士の交流会及び意見交流会の実施並びに交流施設の設置

（3） 農業地域おこし協力隊員が行う他支援機関での実習体験の調整

（農業地域おこし協力隊員への報償費の支給）

第10条 農業地域おこし協力隊員は、報償費の支給を受けようとするときは、農業活動等を行った日ごとに支援機関の責任者の確認を受けた北杜市農業地域おこし協力隊員業務日誌（様式第11号。以下「業務日誌」という。）により、支援機関を通じ、活動を行った日の属する月の翌月の5日までに市長に提出するものとする。ただし、3月においては同月の31日までに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において、支援機関の責任者の確認が受けられない農業技術習得のための活動にあつては、受入事業者の責任者の確認を受けるものとし、地域協力活動にあつては、当該行事の責任者の確認を受けるものとする。

3 市長は、第1項の規定により業務日誌の提出を受けた場合は、速やかに関係書類等を審査し、支給対象として適当と認めたときは、毎月25日までに農業地域おこし協力隊員が指定した口座に報償費を振り込むものとする。

(農業地域おこし協力隊員の解嘱)

第11条 市長は、農業地域おこし協力隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 本人から辞職の願い出があったとき。
- (2) 支援機関において、農業地域おこし協力隊員の受入れが不可能であると判断したとき。
- (3) 農業地域おこし協力隊員に不良行為が認められたとき。
- (4) 傷病、事故等により、農業活動等の継続ができなくなったとき。
- (5) その他農業地域おこし協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項第1号の規定により解職する場合、農業地域おこし協力隊員は支援機関に辞職届(様式第12号)を提出しなければならない。

3 第1項第2号の規定により農業地域おこし協力隊員を解職しようとする支援機関又は前項に規定する辞職届を受理した支援機関は、隊員解職届(様式第13号)に北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施結果報告書(様式第14号。以下「結果報告書」という。)及び辞職届を添付(第1項第2号の規定により辞職する場合に限る。)し、市長へ提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する隊員解職届を受理した場合は、支援機関及び農業地域おこし協力隊員に解職決定通知書(様式第15号)を交付するものとする。

(支援機関事業対象経費補助金)

第12条 農業地域おこし協力隊員の受入れを行っている支援機関は、別表第1に規定する対象経費を請求するときは、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業支援機関事業対象経費補助金申請書(様式第16号。以下「支援機関補助金申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添え、当該経費が掛かった日の属する月の翌月の5日までに市長に提出するものとする。ただし、3月においては同月の31日までに提出するものとする。

- (1) 請求書(様式第17号)
- (2) 対象経費に係る領収書又は振込依頼書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により支援機関補助金申請書の提出があった場合は、速や

かに関係書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業支援機関事業対象経費補助金交付決定通知書（様式第18号）により支援機関に通知するものとする。この場合において、市長は、毎月25日までに支援機関が指定した口座に補助金を振り込むものとする。

（起業支援補助金）

第13条 市長は、第7条第3項に規定する任期終了の日から起算して前2年から任期終了の日後1年以内までの間に、市内において起業する農業地域おこし協力隊員（以下「起業家」という。）に別表第3に規定する起業支援補助金を交付することができる。

2 前項の規定により起業支援補助金の交付を受けようとする起業家（以下「交付対象者」という。）は、北杜市農業地域おこし協力隊員起業支援補助金交付申請書（様式第19号。以下「補助金交付申請書」という。）に、必要書類を添え、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかに関係書類等を審査し、起業支援補助金を交付すべきものと認めるときは、北杜市農業地域おこし協力隊員起業支援補助金交付決定書（様式第20号）により交付対象者に通知するものとする。

4 前項の規定により起業支援補助金の交付決定を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業が完了したときは、北杜市農業地域おこし協力隊員起業支援補助金実績報告兼請求書（様式第21号。以下「実績報告書兼補助金請求書」という。）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

（1） 次のア又はイに掲げる場合に応じて、当該ア又はイに掲げる書類

ア 独立自営就農の場合 就農したことが分かる書類

イ 法人化の場合 法人定款の写し及び登記簿又は登記事項証明の写し

（2） 支出に係る経費の内容が分かる書類

（3） その他市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の規定により実績報告書兼補助金請求書の提出があった場合は、速やかに関係書類等を審査し、起業支援補助金を交付すべきものと認めるときは、当該補助金の額を確定し、北杜市農業地域おこし協力隊員起業支援補助金額確定

通知書（様式第22号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、市長は、交付決定者が指定した口座に起業支援補助金を振り込むものとする。

（事業実施結果報告及び検査）

第14条 支援機関は、農業地域おこし協力隊員の委嘱期間満了時に、結果報告書を市長に提出しなければならない。この場合において、任期最終年度においては、これを省略することができる。

2 市長は、前項の規定により結果報告書の提出があったときは、農業地域おこし協力隊員及び支援機関と面談を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により面談を行った結果、継続することが適していると判断したときは、委嘱期間を延長するものとする。

4 市長は、第2項に規定する面談を行った結果、改善の必要があると認める場合は、農業地域おこし協力隊員又は支援機関に対し指導を行うものとする。

（育成改善計画等）

第15条 支援機関は、次の各号に掲げる場合は、育成改善計画書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

（1） 委嘱期間満了時以前に農業地域おこし協力隊員が解職する場合において、特に改善が必要と認める場合

（2） 前条第4項に規定する指導に従わない場合

（3） その他市長が必要であると認める場合

2 市長は、前項に規定する改善計画書の履行がされない場合は、支援機関の取消しを行うことができる。この場合において、交付済みの補助金を返還が必要な場合は、併せて行うものとする。

（定住、就農支援）

第16条 市長は、最終年の農業地域おこし協力隊員について、委嘱期間満了6箇月前において、支援機関及び農業地域おこし協力隊員から面談を実施し、委嘱期間満了後の就農計画書を策定するものとする。

（会計経理）

第17条 支援機関は、支援事業の会計処理について、次のとおり行うものとする。

- (1) 独立した口座を開設すること。
- (2) 支援事業に係る帳簿を備え付け、別表第1に規定する区分及び対象経費の区分に従い整理すること。
- (3) 支援事業に係る支出の根拠となる次の項目が明記された支援機関宛の請求書及び領収書又は振込依頼書を保存すること。

ア 発行した日付

イ 金額

ウ 購入した物品等の内容

エ 発行者の氏名及び押印

- 2 他の類似の事業を重複して実施する場合には、本事業の業務に係る対象経費と他の類似の事業に係る対象経費とを区分して整理しなければならない。
- 3 第6条第5項の規定に基づき支援機関として選定される以前に実施した事業に係る経費については、支援事業の対象としないものとする。

(秘密の保持)

第18条 支援機関及び農業地域おこし協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らし  
てはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(地域協力活動の支援)

第19条 市長は、農業地域おこし協力隊員が参加する地域協力活動に関し、次の  
各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域協力活動の年間事業計画の作成に関すること。
- (2) 地域協力活動に関するコーディネートに関すること。
- (3) 地域協力活動終了後における隊員であった者の定住支援に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、農業地域おこし協力隊員の円滑な活動のため  
に必要な事項

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(起業支援補助金の特例)

- 2 第13条第1項の規定にかかわらず、令和3年度及び令和4年度に限り、起業支援補助金は、第7条第3項に規定する任期の最終年から当該年の翌々年度までの間に、市内において起業する起業者に別表第3に規定する起業支援補助金を交付することができるものとする。

附 則 (平成29年11月14日告示第81号)

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月29日告示第79号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱及び北杜市移住定住応援地域おこし協力隊支援事業実施要綱（以下「改正後の農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱等」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(報償費の内払)

- 2 改正後の農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱等の規定を適用する場合には、改正前の北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱及び北杜市移住定住応援地域おこし協力隊支援事業実施要綱の規定に基づいて支給された報償費は、改正後の農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱等の規定による報償費の内払とみなす。

附 則 (令和3年3月25日告示第30号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月20日告示第60号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の北杜市観光地域おこし協力隊設置要綱、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱及び北杜市移住定住応援地域おこし協力隊支援事業実施要綱の規定は令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の北杜市観光地域おこし協力隊設置要綱、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市移住支援金交付事業費補助金交付要綱及び北杜市移住定住応援地域おこし協力隊支援事業実施要綱によりなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月20日告示第61号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱及び北杜市観光地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月18日告示第7号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月22日告示第39号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱及び北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の業務に対する報償費の支給について適用し、施行の日前の業務に対する報償費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月27日告示第88号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の北杜市観光地域おこし協力隊設置要綱、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱、北杜市観光地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱及び北杜市移住定住応援地域おこし協力隊設置要綱の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月22日告示第18号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱及び北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第7条第5項及び第6項の規定は、この告示の施行の日以後の業務に対する報償費の支給について適用し、施行の日前の業務に対する報償費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日告示第53号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱及び北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

3 この告示による改正後の北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱及び北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第7条第5項及び第6項の規定は、この告示の施行の日以後の業務に対する報償費の支給について適用し、施行の日前の業務に対する報償費の支給については、なお従前の例による。

別表第1（第5条、第12条、第17条関係）

区分	対象経費	交付額
農業地域おこし協力隊員の募集及び選考	(1) 農業地域おこし協力隊員募集時のホームページの立ち上げ費及び広告資料の印刷費 (2) 農業地域おこし協力隊員の選考のために短期で実施する農業体験の宿泊費 (3) 通信費 (4) 事務費	対象経費の全額とする。 ただし、年額200万円を限度とする。
農業地域おこし協力隊員の農業活動等の指導及び支援	(1) 農具（5万円未満に限る。）、作業着等の購入費、研修資料の印刷費その他農業地域おこし協力隊員の農業技術習得のための活動に要する経費 (2) 農業地域おこし協力隊員の農業技術の習得に係	

	<p>る研修先への謝金</p> <p>(3) 農産物の流通及び販売体験を行うための経費</p> <p>(4) 地域が主催する行事等に協力するために住民が用意しなければならない道具の購入費</p> <p>(5) 農業地域おこし協力隊員の住居又は農業技術習得の活動現場への移動若しくは農業活動等に使用する軽自動車等の借上料及び燃料費</p> <p>(6) 農業地域おこし協力隊員の農業活動等で受けた傷害に対応するための保険料</p> <p>(7) 農業地域おこし協力隊員の指導及び支援に要する事務経費</p>
農業地域おこし協力隊員の活動の成果の広報	<p>(1) 農業地域おこし協力隊員の活動内容、成果等を掲載するホームページの作成費</p> <p>(2) 支援事業に興味を持つ都市住民等に配布するリーフレット等の作成費</p>
農業地域おこし協力隊員の生活支援	<p>(1) 農業地域おこし協力隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（農業地域おこし協力隊員の住居の家賃は5万円を限度とし、超える場合は超過分を農業地域おこし協力隊員が負担するものとする。）</p> <p>(2) 農業地域おこし協力隊員が属する世帯の国民健康保険税（税額の2分の1を限度とする。）</p>

注 農業地域おこし協力隊員の募集及び選考に係る対象経費については、現に農業地域おこし協力隊員を使用している支援機関のみを対象とする。

別表第2（第6条関係）

休暇の種類	期間
年末年始休暇	12月28日から翌年1月3日までの間において支援機関が業務を行わない日
忌引	配偶者、1親等の直系尊属又は1親等の直系卑属の場合 3日

傷病休暇	農業活動等に起因する傷病の場合 農業活動等の期間。ただし、3月31日を超えることはできないものとする。
年次休暇	農業活動等の期間中1月につき1日
特別休暇	その他支援機関の代表者が特に必要と認めた期間

別表第3（第13条関係）

区分	対象経費	交付額
起業支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設備費、備品費若しくは土地又は建物の貸借費</li> <li>(2) 法人登記に要する経費</li> <li>(3) 知的財産の登録に要する経費</li> <li>(4) マーケティングに要する経費</li> <li>(5) 技術指導受入れに要する経費</li> </ul>	対象経費（最終年次又は任期終了翌年に支出した経費に限る。）の全額とする。ただし、100万円を限度とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

北杜市長 様

住所  
法人名  
代表者氏名

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業の支援機関選定（変更）申請書

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業における支援機関に応募します。  
なお、提出書類は下記のとおりです。

（提出書類）

- 1 支援機関計画書（様式第 2 号）
- 2 添付書類

（担当者）  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail

様式第2号（第6条関係）

支援機関計画書

1 応募機関

法人名	
代表者	
住所	
電話番号	
隊員希望人数	

2 事業実施基本方針

3 業務実施体制

4 年間活動計画

5 受入事業者（委託する場合）

氏名又は組織名	
代表者	
住所	
電話番号	
選定理由	

6 隊員の活動地域、活動内容

隊員の活動地域	
居住地	
活動内容	1 農業生産活動 2 地域協力活動

7 活動時間

8 隊員の休業日

9 就業の可否  
可 ・ 否

特記事項

10 隊員の募集・選考方法

(1) 募集方法

(2) 選考方法

11 隊員の活動状況や成果の情報発信方法

12 地域おこし協力隊支援事業費の使用内容

(単位:千円)

費目	経費	金額			計
		年度	年度	年度	
農業地域おこし協力隊員の募集・選考	農業地域おこし協力隊員の募集・選考 ・ 募集案内の作成費 ・ 面接・農業体験等の選考費 ・ 通信事務費				
農業活動等への指導・支援	農業活動等への指導・支援 ・ 活動用消耗品費 ・ 研修先への謝金 ・ 活動旅費 ・ 活動用車両借上費 ・ 活動用車両燃料費 ・ 傷害保険加入料 ・ 支援機関事務経費				
農業地域おこし協力隊員の活動・成果の広報	農業地域おこし協力隊員の活動・成果の広報 ・ 活動状況の広報費				
農業地域おこし協力隊員の生活支援	農業地域おこし協力隊員の生活支援 ・ 住居費(敷金含む。)				

(注) 積算根拠を別紙で添付すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

北杜市長 様

住所  
法人名  
代表者氏名

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業の支援機関の応募に対する質問

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業の支援機関の応募に対して以下の質問をします。

質問内容

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長



北杜市農業地域おこし協力隊支援事業支援機関の選定結果通知書

北杜市農業地域おこし協力隊支援機関として選定しました（選定できませんでした）ので通知します。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

北杜市長 様

住所  
法人名  
代表者氏名

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業支援機関辞退届

年 月 日付け 第 号で選定された、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業の支援機関を辞退します。

様式第6号（第7条関係）

北杜市農業地域おこし協力隊員活動状況報告書

【 年 月】

支援機関名		栽培作物	
隊員名		健康状態	
1 実施した農作業の概要、状況等を記載してください。			
2 農業活動の感想（楽しみ、反省点）等を記載してください。			
3 参加した地域協力活動の内容を記載してください。			
4 地域の住民と行ったコミュニケーションの感想を記載してください。			
5 地域で就農する上での不安や心配事、悩み等を記載してください。			

※この様式は、隊員が次のアドレスまでメールで提出してください。

E-mail :

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

支援機関名

様

住所  
氏名  
連絡先

北杜市農業地域おこし協力隊員応募申請書

北杜市農業地域おこし協力隊員として、農業活動等を行いたいので、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第8条第1項の規定により応募します。

（添付資料）

- （1） 履歴書
- （2） 写真
- （3） 住民票

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

北杜市長 様

住所  
法人名

代表者氏名

北杜市農業地域おこし協力隊員候補者（変更）名簿（提出）

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第8条に基づき、次のとおり提出します。

農業地域おこし協力隊員候補者氏名		性別	男・女
現住所			
選考理由			

※ 添付書類：履歴書、写真、提出日の前3箇月以内の住民票の写し、支援計画書。  
ただし、変更の場合は、支援計画書を除き、添付書類の提出は不要とする。

様式第9号（第8条関係）

支援計画書

1 支援機関

法人名	
代表者	
住所	
電話番号	

2 隊員（候補者）

隊員（候補者） 氏名		性別	男・女
住所			
連絡先	電話番号	— —	携帯 — —
生年月日	(満 歳)		

3 新住所（転入予定先）

4 協力隊活動地域

① 農業生産活動

② 地域協力活動

5 支援の基本方針

6 具体的な支援内容

（年間活動計画、活動時間、隊員の休業日、支援体制等具体的な支援内容を明記すること。別添資料添付可。）

① 農業生産活動

② 地域協力活動

③ その他

7 栽培（生産）作物

8 自動車免許証の有無 有（種類： ）  
無

9 その他資格

10 地域おこし協力隊支援事業費の予算内容 (単位：千円)

費目	経費	金額			計
		年度	年度	年度	
農業活動等への指導・支援	農業活動等への指導・支援 ・活動用消耗品費 ・研修先への謝金 ・活動旅費 ・活動用車両借上費 ・活動用車両燃料費 ・傷害保険加入料 ・支援機関事務経費				
農業地域おこし協力隊員の活動・成果の広報	農業地域おこし協力隊員の活動・成果の広報・活動状況の広報費				
農業地域おこし協力隊員の生活支援	農業地域おこし協力隊員の生活支援・住居費（敷金含む。）				
その他					

(注) 積算資料を別紙で添付すること。

11 その他の就業の可否

可 ・ 否

特記事項

様式第 10 号（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長



北杜市農業地域おこし協力隊員決定通知書

年 月 日付けで提出のあった北杜市農業地域おこし協力隊員候補者（変更）名簿に記載の者について、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第 8 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり北杜市農業地域おこし協力隊員として決定したので通知します。

- 1 氏名、年齢、性別
- 2 住所
- 3 決定内容

様式第 11 号 (第 10 条関係)

年 月 日

北杜市長 様

住所  
法人名  
代表者氏名

北杜市農業地域おこし協力隊員業務日誌 (提出)

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第10条に基づき、別紙のとおり提出します。

(別紙)

農業地域おこし協力隊員業務日誌

年	月分	農業地域おこし協力隊員名		
日時	活動時間		活動内容	確認
	～			
	～			
	注 1	注 2		
	～			
	～			
	注 1	注 2		
	～			
	～			
	注 1	注 2		
	～			
	～			
	注 1	注 2		

	～		
	～		
	注1	注2	

注1 1日の活動時間

注2 1箇月の累積活動時間

※ 支援機関の確認を受け難い場合は、受入事業者の責任者、地域が主催する行事への協力にあっては、当該実施行事の責任者の確認を受けるものとする。（1日の中で活動が異なる場合は、各々から確認をもらうこと。）

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

支援機関名

様

農業地域おこし協力隊員

住所

氏名

北杜市農業地域おこし協力隊員辞職届

私は、次の理由により、北杜市農業地域おこし協力隊員を辞職いたしたく、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第11条第2項に基づき届け出ます。

1 辞職日 年 月 日

2 辞職後の連絡先

住所

電話番号

3 辞職の理由

様式第 1 3 号 (第 1 1 条関係)

年 月 日

北杜市長 様

支援機関  
住所  
法人名  
代表者氏名

北杜市農業地域おこし協力隊員解職届

次のとおり、北杜市農業地域おこし協力隊を解職するため、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第 1 1 条第 3 項に基づき、次のとおり届け出ます。

1 北杜市農業地域おこし協力隊

① 住所

② 氏名

③ 活動計画期間

④ 解職日 年 月 日

⑤ 解職の内容 (どちらかに○をお付けください。)

- ・ 支援機関による解職
- ・ 隊員からの辞職届による解職

⑥ 解職の理由

※隊員からの辞職届出による場合は、隊員からの辞職届を添付してください。

様式第 1 4 号（第 1 1 条、第 1 4 条関係）

年 月 日

北杜市長 様

住所  
法人名  
代表者氏名

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施結果報告書（提出）

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第 1 1 条又は第 1 4 条に基づき、  
別紙のとおり提出します。

（別紙）

実施年度： 年度

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施結果報告書

1 支援機関

法人名	
代表者	
住所	
電話番号	
協力隊員人数	

2 事業実施基本方針の評価

3 業務実施体制（図、表等の活用可）

4 年間実施活動計画の確認

5 受入事業者（委託する場合）

氏名又は組織名	
代表者	
住所	
電話番号	
選定理由	

6 隊員の活動地域、活動内容の詳細

隊員の活動地域	
居住地 (家賃 )	
活動期間	
隊員数	
活動車両の借上げ	有 ・ 無 年間借上げ料 円
活動内容	<p>1 農業生産活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栽培作目の報告</li> <li>・ 就農に向けた研修内容の報告</li> </ul> <p>2 地域協力活動の報告</p>

7 隊員の募集・選考方法の結果

(1) 募集方法

(2) 選考方法

8 隊員の活動状況や成果の情報発信方法の結果

9 収支の状況

収入の部

(単位：千円)

補助金	
その他の補助金	
自己負担額	
合計	

支出の部

費目	経費	積算内訳	備考
農業地域おこし協力隊員の選考 ・ 募集案内の作成費 ・ 面接・農業体験等の選考費 ・ 通信事務費			
農業活動等への指導・支援 ・ 活動用消耗品費 ・ 研修先への謝金 ・ 活動旅費 ・ 活動用車両借上費 ・ 作業用車両燃料費 ・ 傷害保険加入料 ・ 支援機関の事務経費			
農業地域おこし協力隊員の活動・成果の広報 ・ 活動状況の広報費			
農業地域おこし協力隊員の生活支援 ・ 住居費（敷金含む。）			
合計			

- (注) 1 実施した事業実施内容に応じて区分欄は適宜項目の追加を行うこと。  
2 積算内訳は別紙での提出も可とする。

様式第15号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長



北杜市農業地域おこし協力隊員解職決定通知書

年 月 日付けで届け出のあった北杜市農業地域おこし協力隊員解職届について、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第11条第4項の規定に基づき、次のとおり隊員解職を決定したので通知します。

- 1 北杜市農業地域おこし協力隊氏名
- 2 解職日 年 月 日

様式第 16 号 (第 12 条関係)

年 月 日

北杜市長 様

支援機関 住 所  
名 称  
代表者

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業支援機関事業対象経費補助金申請書

年度において、北杜市農業地域おこし協力隊支援機関として北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第12条の規定により、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業に係る対象経費を下記により支払いましたので、補助金 円を申請いたします。

支援機関の対象経費支払期間 年 月 ～ 年 月

支援機関の対象経費明細 別添請求書のとおり

様式第 17 号 (第 12 条関係)

請求書

請求日 年 月 日

請求書番号

〒408-0188

山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

北杜市長 様

部 課 担当

住所 〒

名称

代表者



担当者

電話番号

下記のとおり請求します。

北杜市農業地域おこし協力隊支援事業 支援機関経費請求書	今回請求額

日付	経費内容	数量	単価	金額
合計金額				

《振込先》

様式第 18 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

北杜市長



北杜市農業地域おこし協力隊支援事業支援機関事業対象経費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市農業地域おこし協力隊支援事業支援機関事業対象経費補助金 ( 月分) については、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第12条の規定により、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業に係る対象経費として認めますので、次のとおり交付します。

1 補助金決定額 金 円

2 補助事業対象経費

年 月 日付けで申請のあった北杜市農業地域おこし協力隊支援事業支援機関事業対象経費補助金申請書のとおりとする。

※ 月 日に指定の口座へ振り込む予定です。

様式第 19 号 (第 13 条関係)

年 月 日

北杜市長 様

住所  
氏名

北杜市農業地域おこし協力隊員起業支援補助金交付申請書

年度において、次のとおり起業したいので、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第13条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

1 起業の内容 独立自営就農・法人化・その他

2 起業(予定)年月日 年 月 日

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
自己負担額					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 添付書類

市長が必要と認めるもの

様式第 20 号（第 13 条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長



北杜市農業地域おこし協力隊員起業支援補助金交付決定書

年 月 日付けで申請のあった 年度北杜市農業地域おこし協力隊員起業支援補助金については、北杜市農業地域おこし協力隊員支援事業実施要綱第13条の規定により、次のとおり交付することを決定しました。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助対象事業  
補助対象となる事業は、年 月 日付けをもって申請のあった補助金交付申請書の内容の欄に記載のとおりとする。
- 3 補助対象経費  
補助対象事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の区分は、補助金申請書の経費の配分の欄に記載のとおりとする。

様式第 21 号 (第 13 条関係)

年 月 日

北杜市長 様

住所

氏名

印

北杜市農業地域おこし協力隊員起業支援補助金実績報告兼請求書

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり起業したので、その内容を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

1 起業の内容 独立自営就農・法人化・その他 ( )

2 起業年月日 年 月 日

3 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
自己負担額					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 添付書類

- ・ 独立自営就農の場合：就農したことが分かる書類
- ・ 法人化の場合：法人定款の写し及び登記簿又は登記事項証明の写し
- ・ 支出（経費）内容が分かる書類
- ・ その他市長が必要と認める書類

5 支払先 振込先金融機関名：

本店・支店名等：

預金種別：当座 ・ 普通 ・ その他（ ）

口座番号：NO.

口座名義：

フリガナ：

様式第 22 号（第 13 条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長



北杜市農業地域おこし協力隊員起業支援補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度北杜市農業地域おこし協力  
隊員起業支援補助金については、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第  
13条の規定により、金 円に確定します。

- 1 事業名 北杜市農業地域おこし協力隊員起業支援
- 2 事業の内容

様式第23号（第15条関係）

年 月 日

北杜市長 様

支援機関 住 所  
名 称  
代表者

北杜市農業地域おこし協力隊員育成改善計画書

北杜市農業市来お越し協力隊員の受け入れに関し、次により支援機関計画書又は支援計画書の内容を改善いたしたく、北杜市農業地域おこし協力隊支援事業実施要綱第15条第1項に基づき、改善計画書を提出します。

- 1 改善を必要とする理由
- 2 改善計画（提出済の計画書の内容を改善する項目のみ記入。）

①「支援機関計画書」の改善点

- (1) 事業実施基本方針
- (2) 業務実施体制
- (3) 年間活動計画
- (4) 受入事業者（委託する場合）

氏名又は組織名	
代表者	
住所	
電話番号	
選定理由	

(5) 隊員の活動地域、活動内容

隊員の活動地域	
居住地	
活動内容	1 農業生産活動 2 地域協力活動

(6) 活動時間

(7) 隊員の休業日

(8) 就業の可否  
可 ・ 否

特記事項
------

(9) 隊員の募集・選考方法

ア 募集方法

イ 選考方法

(10) 隊員の活動状況や成果の情報発信方法

(11) 地域おこし協力隊支援事業費の使用内容

②「支援計画書」の改善点

(1) 支援機関

法人名	
代表者	
住所	
電話番号	

(2) 隊員（候補者）

隊員（候補者） 氏 名		性別	男 ・ 女
住所			
連絡先	電話番号	— —	携帯 — —
生年月日	(満 歳)		

(3) 新住所（転入予定先）

(4) 協力隊活動地域

ア 農業生産活動

イ 地域協力活動

(5) 支援の基本方針

(6) 具体的な支援内容

（年間活動計画、活動時間、隊員の休業日、支援体制等具体的な支援内容を明記すること。別添資料添付可。）

ア 農業生産活動

イ 地域協力活動

ウ その他

(7) 栽培（生産）作物

(8) 自動車免許証の有無 有（種類： ）  
無

(9) その他資格

(10) 地域おこし協力隊支援事業費の予算内容 (単位：千円)

費目	経費	金額			計
		年度	年度	年度	
農業活動等への指導・支援	農業活動等への指導・支援 ・活動用消耗品費 ・研修先への謝金 ・活動旅費 ・活動用車両借上費 ・活動用車両燃料費 ・傷害保険加入料 ・支援機関事務経費				

農業地域おこし 協力隊員の活 動・成果の広報	農業地域おこし協力隊員の 活動・成果の広報・活動状 況の広報費				
農業地域おこし 協力隊員の生活 支援	農業地域おこし協力隊員の 生活支援・住居費（敷金含 む。）				
その他					

（注）積算資料を別紙で添付すること。

（ 1 1 ） その他の就業の可否

可 ・ 否

特記事項